

平成25年第3回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成25年3月26日（火） 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市教育委員会庁舎 会議室
3. 出席者 教育委員 5名
事務局 11名
4. 傍聴人 なし
5. 提出された議題（議事） 別紙のとおり
6. 会議の概要
 - (1) 委員長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 教育長 別紙により教育長事務報告をする。
委員長 事務報告についての質疑を問う。
 - (3) 委員長 議案第7号 笠間市教育相談員の委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。
委員長 議案第8号 笠間市教育指導員の委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員長 教育相談員と教育指導員の違いはなんですか。
事務局 教育指導員は全ての適応指導室に配置され、教育談員はかしの広場にある心の相談室に配置されております。心の相談室では、笠間地区・友部地区・岩間地区すべてのから教育や不登校問題に対する相談を受け付けております。
委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。
委員長 議案第9号 笠間市立学校評議員の委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員長 笠間小学校の学校評議員の海老沢さんは、相談員もされていますね。
事務局 学校評議員は、各学校長の推薦により教育委員会が委嘱いたします。学校の方でも、学校評議員の推薦には難航している部分があるようで

す。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第10号 笠間市立学校医の解職及び委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 歯科医はいないのですか。

事務局 今回、歯科医に関しましては退任及び担当校の変更はありません。

委員長 歯科医自体はいるのですね。

事務局 委嘱している歯科医はおりますが、歯科医を含め学校医に任期はございませんので、希望の無い場合変更等もありません。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第11号 笠間市資料館運営委員会委員の委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員 資料館とは、宍戸小学校の前にある建物のことですか。

事務局 そうです、歴史民俗資料館のことです。

委員長 岩間地区にも資料館がございますよね。

事務局 岩間地区には郷土資料館がございますが、この議案の資料館は、友部地区にあります旧宍戸町役場だった歴史民俗資料館になります。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第12号 市史研究員の委嘱についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第13号 笠間市指定文化財の指定解除についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 東性寺は線路のところにあるお寺ですか。

事務局 はい、国道355線沿いにあります。

委員長 猪瀬さんが管理されているのですよね。

事務局 そうです。先代の賣山さんが亡くなられて、現在は息子さんが管理されています。しかし、暴風雨による被害が大きくもう管理できないということで、指定解除の申請がございました。現状のままにしておくわけにはいきませんので、保護審議会の先生方と相談していくつもりです。

委員長 取り壊すというのも難しいのですか。

事務局 取り壊すには費用もかかりますし、慈眼院に関しましては檀家もいないということで難しい面があります。市指定文化財が被害を受け、所有者が直す場合は市としても補助をしないといけないと考えているのですが、今回所有者が直すというのも難しいということです。

委員長 慈眼院には、仏像等もあったのですか。

事務局 本堂の中にある十一面観世音像も指定文化財になってございますが、そちらは東性寺本堂に移していただきました。厨子の周りにも仏像があり、そちらは指定されていないのですが、やはり東性寺に管理をお願いしようと思っております。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第14号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

(4) その他

1. 英語教育について

委員 3月22日にありました自民党の教育再生会議で、TOEFLを大学受験の際に必須とし、英語教育が変わるというニュースがありましたが、その話は聞いておりますか。

事務局 いえ。

委員 調べていただければお分かりになると思うのですが、大学入学に際してTOEFLの点数を基準にするということだそうです。TOEFLによる基準点を設け、そこに達していなければその大学は受けられないということです。TOEFLは大学留学の際に英語力の判定に使われる試験で、例えばコロンビア大学に留学するには120点満点中100点が必要になっております。

委員 つまり、世界に通じる英語教育をするために、ライティングもリーディングも公平に見ることができるよう、TOEFLを基準にするということです。もし実現すれば大事件だと思います。

委員長 TOEFLを利用して国際化を図っていくと、文部科学省が言っているということですか。

委員 文部科学省ではなく、自民党です。

委員長 でも、それが本決まりかどうかは分かりませんよね。

委員 10年後にはそう決まっていくのではないかと思います。昨年度から開始された小学校5年生からの外国語教育というのは、10年前にはそういったカリキュラム改正の話が出ていました。今回も同じような経緯を辿る可能性は強いです。

委員 TOEFLスコアの平均点ランキングは、シンガポールが1位、イン

ドが2位、フィリピンが3位ですが、いずれの国々も日本と同じくらい低かった順位が上がっているわけです。10年やってできないことというのは絶対にないはずなのですが、英語は10年勉強してもできない人が数多くいます。そうした状況は変えなくてははいけません。

委員 内容が変われば、そうした状況も変わるということでしょうか。

事務局 小学校は平成23年度から、中学校は24年度から、高校は25年度から新指導要領の完全実施になります。英語に関しましても、高校では会話と関連させた内容を増やすなど変更があります。コミュニケーションを重視したものになるわけです。小中学校でもそうした傾向はありますが、一番大きく変わるのが高校です。そうしたカリキュラムが実施されてどうなるかというところだと思います。

委員 大阪市が、将来英語が使えるレベルということで、中学3年生で英検準1級を、小学6年生で英検3級の合格を目指すという教育目標を盛り込んだ計画案を作成しました。

TOEICのスコアは、日本では重要視されていますが、国際的にはそれほどでもありません。最近ジャパントイムスにTOEICの批判記事が掲載されていました。

事務局 また、茨城県では土浦一高がSELHi(セルハイ：スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール)に指定されていましたが、その事業も数年で終わってしまいました。

委員 日立一高もそうです。

事務局 藤代高校もそうでした。しかし、ある程度の期間で終わってしまい、そうした指定が研究のための研究になっている面があります。

委員 英語が話せれば15億人と話ができると言いますから、やはり何かを変えていく必要があると思います。

事務局 次回定例会までに、もう少し情報を整理したいと思います。

2. 新学習指導要領の施行について

委員 学習指導要領の改正がありましたが、現場はスムーズに動いているのですか。

事務局 小学校では完全実施から丸一年が経過しました。現時点で感じますのは、だいぶ余裕がないということです。

例えば、小学校高学年では従来月・金が5時間で他が6時間といった時間割だったのが、月曜のみ5時間で残りの曜日が6時間になるなど、全体的に授業時間数が増加しております。また、顕著なのが中学校で、国語より英語のほうが授業時間数が多いのです。これは大きな変更点なのですが、英語が嫌いな生徒も多くいますので、学校現場ではそのギャップに苦勞しています。

また、生きていくために必要である家庭科や美術など教科の内容が、学力向上の内容が増えたため削減されています。例えば、家庭科では

ボタン付けもしませんし、調理実習もあまりありません。自分で生活していくという目覚めとしてものを作るわけですが、そうした実習は頭打ちになっていくだろうと、先生方は感じているようです。

現在、思考力や表現力が重視されております。言葉を出していけば、力がつくと思われているのです。そのためにまず基礎力をつけるということで、結果として以前の様相に戻っているように思われます。次の学習指導要領改正では、更に昔のように戻っていくと思います。

委員

土曜に授業を実施する可能性はあるのですか。

事務局

土曜に授業を実施するためには、まず労働時間の問題をクリアしなければなりません。また、子どもにとっては、土曜は休みがいいということです。土曜の授業実施に取り組む自治体も増えていますが、実際は難しい面があります。原子力や放射線に関することも、学校で教えないといけないので、やはり現場は余裕がありません。

委員

先生方もやはり余裕がないのですか。

事務局

教科書も厚くなり、前回の指導要領改正で削減された単元が戻りました。以前の教科書でのペースでは終わらないでしょう。

委員

前回の改正の反省が無いまま、更に前の状態に戻ってしまったように感じます。

事務局

表現力が重視され、表現することによって力がつくとされています。今までは、児童生徒は黙ってワークを解くという勉強方法でした。しかし、現在では、自分はこう思うということを伝えることができないといけませんし、そのためには指導力が必要になります。改正の方向性として、振り切っている部分はあるかと思います。

(5) 委員長

午後2時55分閉会を宣す。

7. 議決事項

議案第7号	笠間市教育相談員の委嘱について	可決
議案第8号	笠間市教育指導員の委嘱について	可決
議案第9号	笠間市立学校評議員の委嘱について	可決
議案第10号	笠間市立学校医の解職及び委嘱について	可決
議案第11号	笠間市資料館運営委員会委員の委嘱について	可決
議案第12号	市史研究員の委嘱について	可決
議案第13号	笠間市指定文化財の指定解除について	可決
議案第14号	笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について	可決